

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) 中央技術コンサルタンツ	代表取締役 本田 俊昭	東京都新宿区西新宿 8-5-1	令和7年10月15日から 令和8年 4月14日まで (6か月)

### 2 指名停止措置の範囲

益田市が発注する建設工事等について、指名停止とする。

### 3 事実概要

(株) 中央技術コンサルタンツは、気仙沼市が発注した道路設計業務の入札において、入札執行前に同市職員から設計価格を聞くことにより公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、同社東北支店長が公契約関係競争入札等妨害の容疑等で宮城県警に逮捕された。

### 4 指名停止措置理由等

(株) 中央技術コンサルタンツの職員が逮捕されたことは、「益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱」別表第2第6号に該当する。

よって、指名停止措置の期間は6か月とする。

#### 〈指名停止要綱 別表第2〉

指 名 停 止 要 件	指名停止期間
(競売入札妨害又は談合) 6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用者 が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を 経ないで公訴を提起されたとき(前号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上2 4月以内